

24 第三項（第四項において準用する場合を含む。）の特別還付金請求書の提出、第六項の決定、第七項

及び第八項の通知、第七項及び第十六項の特別還付金の支払、第十項の加算金、第十二項（第十三項において準用する場合を含む。）の変更決定請求書の提出、第十四項及び第十六項の通知、第十五項の決定、第二十項の特別還付金の納付、第二十一項の延滞金の納付、第二十二項の延滞金の額、前項の時効その他特別還付金、加算金及び延滞金の端数計算については、国税通則法（第五条、第二十一条、第二十二条、第二十七条から第三十条まで、第三章（第三十四条の二、第三十五条、第三十六条、第三十九条及び第四十四条を除く。）、第四章、第五十六条、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項、第六十条第三項及び第四項、第六十二条、第六十三条、第七十一条第一項、第七十二条第二項及び第三項（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第三項を除く。）、第七十四条の二第二項、第一百五条、第一百十七条、第一百十九条並びに第一百二十条の規定に限る。）の規定及び国税徴収法（第二章（第十一条を除く。）、第三章（第三十二条、第三十五条及び第三十九条に限る。）、第五章、第六章（第一百五十八条を除く。）、第八章及び第九章の規定に限る。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる国税通則法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条第一項	又は決定	若しくは決定又は租税特別措置法第九 十七条の二第六項若しくは第十五項 (特別還付金の支給) の規定による決 定(以下「特別決定」という。)
第三十条第二項	又は電源開発促進税	納税地( 納税地又は同条第三項に規定する対象 年金受給者の所得税の納税地若しくは 特定相続人に係る特定被相続人のその 死亡の日の属する年分の所得税の納税 地)
	若しくは電源開発促進税又は租税特別 措置法第九十七条の二第一項に規定す る特別還付金(以下「特別還付金」と	

第三十七条第一項				第三十条第三項			
場合には 場合又は特別還付金を租税特別措置法 第九十七条の二第二十項（特別還付金	以後 請求書若しくは同条第十二項に規定する変更決定請求書を提出した時以後 これらの国税に これらの国税又は特別還付金に 若しくは決定又は特別決定 若しくは決定又は特別決定を 若しくは決定に係る国税又は当該特別 決定に係る特別還付金 ため、 ため、 ため又は他の税務署長が特別決定をしていたため、		いう。）				

(同条第二十一項に規定する延滞金(以下「延滞金」という。)については、その計算の基礎となる特別還付金の納付すべき期限。以下「特別還付金の納期限」という。)までに完納しない場合には

				第三十八条第二項	税額
第四十三条第二項	又は電源開発促進税	第四十二条	第四十一条及び第 四十二条	第四十条	特別還付金が
		国税	国税	国税が	特別還付金が
		國税の徵収	國税の徵収	國税	特別還付金
		納稅地（）	納稅地又は特別還付金の徵収	國税又は特別還付金の徵収	税額又は特別還付金の額
金	若しくは電源開発促進税又は特別還付	得稅の納稅地（）	納稅地又は租稅特別措置法第九十七条 の二第三項（特別還付金の支給）に規 定する対象年金受給者の所得稅の納稅 地若しくは特定相続人に係る特定被相 続人のその死亡の日の属する年分の所 得稅の納稅地（）	納稅地又は租稅特別措置法第九十七条 の二第三項（特別還付金の支給）に規 定する対象年金受給者の所得稅の納稅 地若しくは特定相続人に係る特定被相 続人のその死亡の日の属する年分の所 得稅の納稅地（）	

第四十三条第二項 第一号	賦課決定が 賦課決定又は租税特別措置法第九十七 条の二第二十四項の規定により準用す る第三十条第二項の特別決定が	国税 国税又は特別還付金	税額 税額又は特別還付金につき納付すべき 額	税額 税額又は特別還付金に 額	第四十三条第二項 第二号
第四十三条第三項 及び第四項	国税に 國税又は特別還付金に	国税を 国税又は特別還付金を	国税で次に掲げるもの 特別還付金でその納付すべき期限がそ の損失を受けた日以後に到来するもの その特別還付金の納期限（	国税を 国税又は特別還付金を	第四十三条第五項 第四十六条规定第一項
その国税	その特別還付金				

				第四十六条第二項
第五十六条第一項	還付金又は国税に係る過誤納金（以下「還付金等」という。）	国税	特別還付金	
第五十六条第二項	還付すべき還付金等について還付	還付しなければ	支払わなければ	
第五十七条第一項	還付金等が その還付を	支払うべき特別還付金について支払 特別還付金が その支払を	支払わなければ	
その国税	国税（ 限る。）	特別還付金又は国税（ 限る。以下この項において「特別還付 金等」という。）	支払うべき特別還付金について支払 特別還付金が その支払を	
その還付金等	還付に代えて、還付金等	支払に代えて、特別還付金 その特別還付金等	支払わなければ	
	その特別還付金			

				となる国税	となる特別還付金等
第五十七条第二項	還付金等			特別還付金	
第五十八条第二項	還付金等の請求権			特別還付金の支給を受ける権利	
第一号及び第二号					
第六十条第三項	国税				
第六十条第四項	税額の属する税目の国税				
第六十二条第一項	国税				
第六十二条第二項	税額				
第七十一条第一項	賦課決定				
第二号					
第七十三条第一項	賦課決定又は特別決定				
国税に	特別還付金を徴収する権利				
国税の徴収権	特別還付金に				

					第七十三条第一項 第一号	更正又は決定　その更正又は決定
					国税の第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）	租税特別措置法第九十七条の二第十五項（特別還付金の支給）の規定による
					第七十三条第一項 督促　督促状	特別還付金の同条第二十項
					第四号	決定　その決定
第七十三条第五項	国税の徴収権	国税（ 國税に	国税（ 特別還付金に	特別還付金を徴収する権利 （ 特別還付金に	租税特別措置法第九十七条の二第二十項において準用する第三十七条（督促）の規定による督促　督促状	特別還付金の支給
国税の徴収権	特別還付金（ 特別還付金を徴収する権利					

第一百七条第一項 納税申告書の提出その他国税	国税が 国税に	特別還付金が 特別還付金に
第一百七条第二項 国税の納税地を所轄する税務署長	租税特別措置法第九十七条の二第三項 (特別還付金の支給) に規定する特別 還付金請求書又は同条第十二項に規定 する変更決定請求書の提出その他特別 還付金	租税特別措置法第九十七条の二第三項 に規定する所轄税務署長

25 第七項及び第十六項の特別還付金の支払については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条の十の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第五十七条」とあるのは「第五十七条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十七条の二第二十四項において準用する場合に限る。）」と、「該当する還付金等」とあるのは「該当する特別還付金」と、同項第二号中「国

税に係る還付金等」とあるのは「租税特別措置法第九十七条の二第一項に規定する特別還付金」と、「の還付」とあるのは「の支払」と、「当該還付金等」とあるのは「当該特別還付金」と、同条第三項中「還付金等の還付」とあるのは「特別還付金の支払」と、「当該還付を」とあるのは「当該支払を」と、「当該還付金等」とあるのは「当該特別還付金」と読み替えるものとする。

26 特定相続人が二人以上ある場合における特別還付金請求書の提出に関する特例、特別還付金請求書を提出する者が第五項第一号口に掲げる場合に該当する者である場合における当該特別還付金請求書に添付すべき書類の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

27 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特別還付金の支給に関する調査について必要があるときは、当該特別還付金に係る特別還付金請求書を提出した者に質問し、又はその者の当該特別還付金に関する書類その他の物件を検査することができる。

28 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

29 第二十七項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならな

い。

30 偽りその他不正の手段により特別還付金の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、同法による。

31 第二十七項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした書類を提示した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十八条の表の都道府県の項中「並びに第三十七条第一項の表の第十二号の上欄」及び「並びに第六十五条の七第一項の表の第十三号の上欄」を削り、同表の市町村の項中「第三十一条の二第二項第十五号ニ」を「並びに第三十一条の二第二項第十五号ニ」に規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務」に、「第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに」を「並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、」に改める。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第十八条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 国外送金等調書を提出すべき金融機関のうち、当該国外送金等調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた国外送金等調書の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものは、前項の規定にかかわらず、その者が国外送金等調書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより同項に規定する税務署長に提供しなければならない。

- 一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法
- 二 当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下の条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

第四条第三項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 国外送金等調書を提出すべき金融機関（前項の規定に該当する者を除く。）が、政令で定めるところにより第一項に規定する税務署長の承認を受けた場合又は当該国外送金等調書の提出期限の属する年の前年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき国外送金等調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該国外送金等調書の提出に代えることができる。

4 第二項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項の規定により国外送金等調書の提出が行われたものとみなして、この法律の規定を適用する。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第十九条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

- 3 当該職員は、たばこ特別税に関する調査について必要がある場合には、官公署又は政府関係機関に、当該調査に關し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第二十一条に次の二項を加える。

- 3 第一項第一号に規定するもののほか、第十二条第一項の規定によりたばこ税の申告にあわせて申告しなければならないたばこ特別税の申告を、当該たばこ税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことによりたばこ特別税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えるたばこ特別税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十二条第二項中「第二十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条中「（平成十八年法律第五十号）の下に「。次項において「整備法」という。」を、「存続するもの」の下に「（次項において「特例民法法人」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特例民法法人であつて整備法第二百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第二百六条第一項の登記をしたものうち、退職金共済事業を行う法人であつて政令で定めるものは、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、新所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

附則第三十二条第一項、第三十三条第二項、第四十三条第二項、第四十五条第一項及び第二項並びに第九十四条第二項及び第四項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第二十一条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中租税特別措置法第四十二条の三の改正規定を次のように改める。

第四十二条の三第四項第二号中「規定する報告書」の下に「第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加え、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十一の三第十一項」の下に「第三十七条の十四第十七項」を加える。

附則第一条第六号を削り、同条第七号口を次のように改める。

口 第十八条中租税特別措置法第四条の四第二項の改正規定

附則第一条第七号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 附則第六十四条第三項及び第四項の規定 平成二十五年十月一日

七の二 第十八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の七」を「第九条の八」に改める部分に限る。）、同法第二章第一節中第九条の七の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十の二第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十二条の十九の五第一項の改正規定及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第五十二条、第六十一条並びに第六十四条第一項及び第二項の規定 平成二十六年一月一日

附則第五十二条中「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

附則第六十一条中「平成二十四年分」を「平成二十六年分」に、「平成二十三年分」を「平成二十五年分」に改める。

附則第六十四条中「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条に二項を加える改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定

#### 定

口 第二条中法人税法第二百五十九条に二項を加える改正規定及び同法第二百六十三条の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八条に二項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定

## 二 第四条の規定

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に二項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定及び同法第五十九条第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定及び同法第三

### 十条第二項の改正規定

チ 第九条中揮発油税法第二十七条に二項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定及び同法第二

### 十九条第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に二項を加える改正規定及び同法第十七条第二項の改正規定

ヌ 第十一条中石油ガス税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定及び同法

### 第三十条第二項の改正規定

ル 第十二条中石油石炭税法第二十四条に二項を加える改正規定、同法第二十五条の改正規定及び同法

## 第二十六条第二項の改正規定

- ヲ 第十三条中航空機燃料税法第二十条に二項を加える改正規定及び同法第二十一条の改正規定
- ワ 第十四条中電源開発促進税法第十三条に二項を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定
- 力 第十五条中印紙税法第二十三条の改正規定
- ヨ 第十七条中租税特別措置法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分に限る。）、同法第四十二条の三の改正規定（同条第二項第二号、第五号及び第六号に係る部分並びに同条第一項中「又は第三十七条の五第五項第二号」を削り、「同条第二項」を「第三十七条の五第二項」に改める部分を除く。）、同法第七十条の十三の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十条の七第三項第六号の改正規定並びに附則第七十八条第三項の規定
- タ 第十九条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十一条に二項を加える改正規定及び同法第二十三条第二項の改正規定
- ニ 第十七条中租税特別措置法第八条の四第一項第一号の改正規定、同法第九条の三第一号の改正規定、同法第六十六条の四の改正規定及び同法第六十八条の八十八の改正規定並びに附則第二十六条、第二十

七条、第五十七条及び第七十三条の規定 平成二十三年十月一日

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第四十四号の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第一百五十三条の改正規定、同法第一百五十九条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十五条第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）及び同法第二百二十八条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第三条、第四条、第八条第一項及び第二項並びに第九条第二項及び第三項の規定

ロ 第二条中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第一百三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百三十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百四十七条の改正規定並びに同法第一百五十四条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十五条、第八十四条（第十六条の改正規定及び第二十四条の改正規定に限る。）並びに第八十五条第

## 二項及び第三項の規定

ハ 第三条中相続税法第三十二条の改正規定、同法第三十三条の二の改正規定、同法第三十四条に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）及び同法第五十九条に二項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）並びに附則第十七条第一項及び第二項並びに第十八条第二項の規定

定

ニ 第六条中消費税法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十二条の二第一項及び第二項の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第五十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十五条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十六条の改正規定並びに同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第二十二条（第三項を除く。）の規定

ホ 第十七条中租税特別措置法第九条の四の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十二項

及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四第一項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の二第一項に係る部分を除く。）及び同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）並びに附則第二十八条、第三十二条、第三十三条第二項、第三十六条、第四十二条第二項、第四十三条、第四十九条第二項から第四項まで及び第八十一条の規定

四 第六条中消費税法第三十条の改正規定及び附則第二十二条第三項の規定 平成二十四年四月一日  
五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イ 第一条中所得税法第八十五条第二項の改正規定、同法第一百六十一条第十号の改正規定、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の五第一項第二号の改正規定、同法第二百九条の改正規定及び同法第二百二十五条第一項第八号の改正規定並びに附則第五条から第七条まで及び第八条第三項の規定

ロ 第十七条中租税特別措置法第四十一条の十七第二項の改正規定及び附則第四十四条の規定  
六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八条の四の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）及び附則第九条第一項の規定

ロ 第三条中相続税法第五十九条第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）並びに附則第二十条の規定

ハ 第十七条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定及び同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の二第一項に係る部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十七条及び第四十九条第一項の規定

## 二 第十八条及び附則第八十二条の規定

七 第十七条中租税特別措置法第十一条の三第一項の改正規定（「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第四十四条の三第一項の改正規定（「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第六十八条の二十一第一項の改正規定（「第四十四条の三第一項各号」を

「第四十四条の二第一項各号」に、「平成二十四年三月三十一日」に、

「第四十四条の三第一項第三号」を「第四十四条の二第一項第三号」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）の施行の日

八 第十七条中租税特別措置法第十三条の二第一項の改正規定、同法第四十六条の三第一項の改正規定及び同法第六十八条の三十二第一項の改正規定 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

九 第十七条中租税特別措置法第十四条（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十七条（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同法第六十八条の三十四（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第三十一条第十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第三十一条第六項及び第七項、第五十三条第十二項及び第十三項並びに第六十八条第十二項及び第十三項の規定 高